

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
次に掲げる条例の規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

一 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）附則第三条第一項第四号及び第四項、第十四条、第十六条並びに第十九条

二 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十五号）附則第三項及び第八項

三 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第五十三号）附則第八項

四 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第六十二号）附則第九項

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。